## パナマライ祀堂刻文における定法の寿ぎについて<sup>1)</sup>

正信公章

古代アーリヤ民族とりわけバラモン階層に発する「定法」(dharma, dharmma)の観念は、社会の秩序維持にかかわる統治理念として古来インドの諸王に尊重され、やがては広くアーリヤ世界の周辺にもおよんだ。南インド、7世紀から8世紀にまたがるパッラヴァ王朝最盛期にでたラージャスィンハに帰属するパナマライ祀堂刻文には、王や神のそれでなく定法の勝利を寿ぐ内容の一詩節(一部欠損)がのこされている。

本稿では、この詩節を、あらたに読みの判明した部分をくわえたテキスト・試訳とともに提示し、これまでさほど注意されていない、この寿ぎのなされた意味について考察してみたい。

Ι

パナマライ祀堂刻文は、ラージャスィンハが造営したと考えられるパナマライ(王都カーンチーの南南西およそ90キロ)のシヴァ祀堂(創建時の正式名称は不明、現ターラギリースヴァラル神殿)外側の基部のまわりに1行のパッラヴァ・グランタ文字で帯状に記されているもので、サンスクリットの

韻文 6 詩節から構成されており、 王にいたる系譜の記述(P14)、 王の称讃(P5)につづく以下 にあげる最終詩節(P6)で定 法の寿ぎをして全体を締めくく っている。

考察には、Rangacharya 校 訂のデーヴァナーガリー文字転 写文と同脚注にもとづき、 Jouveau-Dubreuil 公刊拓本写



パナマライ祀堂刻文 右端手前7文字が、回復した読みの部分

真版をあわせ参照して作成したローマ字転写テキストを用い、欠損部分には、同脚注を参照しつつ、スラッグダラー律の要請による音節の長短を符号で補足する。[ ]、( ) はそれぞれ、校訂者の回復もしくは補足した読み、修正した読みであることを示す。また、筆者が Shashwath の刻文撮影公開画像(写真)をもとに回復した読みの部分を下線で示す。訳文中の[ ]、( ) はそれぞれ、訳者による最小限の補足、説明であることを示す。

saṃrūḍhāmnāya<u>mūlasmṛtivacana</u>mayānekaśākhāsamagraḥ [śrī] — — U — teḥ phalakusumakṛtā²¹kāntim ālambamānā(a)ḥ / sadvṛttābho(mbho)niṣekair druma iva satatan tasya — U — ś chāyāsamud³¹dhāma — —⁴¹ jayati kaliyugagrīṣmatapte 'pi dharmmaḥ //

しっかり張った〔ヴェーダ〕伝承<u>という根も、スムリティ規定</u>からなる数多くの枝もそろっている、また、おこない正しき者たちの営みという水がそこに注がれることで、繁栄〔や…という〕果実や花のつくりだす輝きをたもっている、

そして〔末法の〕カリの時代という暑熱の季節に苦しめられている者に対しても、…その〔王〕(=ラージャスィンハ)の庇護のもとという木かげの居心地よい場所〔をめぐむ〕、そんな、樹木のごとき定法に、とだえることなく勝利あり。

各比喩の対応に注意して要旨を示すならば、定法(樹木)は、権威の確立したヴェーダ聖典を根本法源(根)、多数分派した法典等のスムリティ規定を準法源(枝)とする体系を完備し、法を遵守するおこない正しき者たちの日々の実践(水)によって、繁栄等(果実、花)の輝かしい成果を実現し、末法の時代(暑熱季)の現在にあっても、ラージャスィンハ王による民の庇護のもと(木かげ)、とだえることなく勝利する、となる。

ときに前綴り vi- をともなう動詞語根 ji (「勝利する」) の直説法現在 (もしくは祈願法、命令法) による文は、ラージャスィンハに帰属する刻文類では、同王 (Anos. 23-24, 4, G4, 7=Dh4, 7, R8, Ka4, V9-10) もしくは同王の帰依するシヴァ神 (G2, 6=Dh2, 6) に対してその勝利を寿ぐ (もしくは祈念す

る)際に用いられる例があるが、上の例では、王との連関は維持されるものの、定法そのものが寿ぎの対象とされ、「勝利」の主体となっている点に特徴がある。またこれに対応して、王がなぞらえられるのは、王の讃え名にあらわれる「かげをめぐむ木」(chāyā-vṛkṣa RR49)や「苦しみに身を焼かれている者のよるべ」(tapta-śaraṇa RR38)に示唆される「木」(もしくは「木+かげ」)そのものではなく、定法という「木」の提供する「かげ」の役割にとどまっている。

上の詩節には、マヌ法典冒頭第2章などに示される①アーリヤ人にとって至上の聖典であるヴェーダを第一の法源(mūla)にすえ、これに準ずる諸法典(smṛti)や行い正しき者たち(sat)の行動様式を実質上の法源とする伝統的法源論、②「四足」完全な定法が、窃盗・虚偽・詐欺等の横行によって末法の時代(kali yuga)には「一足」になるとする定法退化論、③四身分の一つであるクシャトリヤの本務として民の守護をうたう身分法理論、④定法永続論など、定法体系の骨格となる諸理論が反映されており、結果として、王の系譜が誇らかに記され王の称讃がなされる文脈の中で、王の権威は定法のそれのもとに相対化されることになる。この寿ぎの文案作成には、定法に通じたバラモンの関与した可能性も考えられないではない。異なるケースではあるが、世俗国家をうたう現インドの国章の一部に、古来バラモンの徳目として重視されてきた「真実」の観念を反映するウパニシャッド聖典の一節「真実こそが勝利する」(satyam eva jayate MuṇU3.1.6 異読)が、寿ぎとして採用されていることが想起される。

 $\Pi$ 

定法が「一足」に退化してしまったカリの時代とは一体どのような時代なのか。パッラヴァ王家の庇護をうけたバラモンの家系の出で、カーンチー生まれとされる7~8世紀頃の物語作家ダンディンは、自作『アヴァンティスンダリーカター』の半自叙伝的性格を有する序の部分(一部欠損)で、みずからが少年時代に体験したであろう、パッラヴァの領国もしくはその周辺における当時の戦禍のさまを生き生きした筆致で伝えている。

…の点数は校訂者の注記するおよその欠損文字数、[ ] は筆者による補足

そして彼(ダンディン)が入門式を済ませて聖典を学習しているときに、その師父は、おのが師父に〔再び〕まみえたいとでもいうかのように天に逝った。そしてそうこうするうちに、敵の軍勢の圧迫にドラミラ、チョーラ、パーンディヤの諸国は混乱し、良家の婦女はけがされ、アグニホートラの儀式は止み、穀物倉は強奪され、一家は離散し…土地の境界は破壊され、遊園林の社交は断たれ、公会堂や給水場は破壊され、サットラ祭式の屋舎はひっくり返され、金持ちは打ち殺され、道とはおもえぬところが踏み固められ〔て道となり〕、ドラミラの人間は食い物にされて、…カリの時代(もしくは、カリの時代の主宰神)が専制支配をひきおこしているときに、クシカの家の子ダンディンは、親類縁者が死んだり行方不明になったりし、使用人たちもあらかた逃亡し、生活が苦しくなり、食糧不足で倉は底をつき、…ほかの国々を転々としていた。

上に述べられる「敵の軍勢」が何をさすかは明らかにされていないが、「ドラミラ」を本拠地とするパッラヴァ領内もしくは周辺の「諸国」にまたがる大規模な侵攻であることからみて、この時代、プラケーシン2世、ヴィクラマーディティヤ1世、同2世ら歴代の諸王がパッラヴァの王都カーンチーにむけて侵攻もしくはそこを一時占拠した、デカンの一大勢力チャールキ

ヤをさした可能性が高いと考えられる。 同じ時代、パッラヴァ側の刻文資料には、ラージャスィンハの曽祖父ナラスィンハヴァルンマン1世 (Kū14-17)、父パラメーシュヴァラヴァルンマン1世 (Kū40-41) がチャールキヤ勢力とそれぞれ交戦したことが記されており、こうした外敵との戦争が国内を疲弊させ、定法秩序の低下をまねいて、文字どおりの「カリの時代」を現出したことは容易に想像される。

Ш

こうした時代の中にあって、ラージャスィンハに関しては、同王帰属の数種の刻文類にみられる王への称讃句から、彼に戦勝の実績(即位以前の、父王の時代の可能性もあり)があることは示唆される(正信2010、II)ものの、その時期に特定の戦争のあったことを伝える公式の記録は、先のパッラヴァ諸王の場合とは異なり、いっさい残されていないことから、同王の統治した8世紀初めのおよそ四半世紀は、比較的安定した時期であったことが推定される。王はまた「方策にたけた若芽(パッラヴァ)」(naya-aṅkura DhR 2層東面北外)と称せられ、他にも「多々方策を用いることで知られた者」(vidita-bahu-naya R5)、「多々方策を用いる者」(bahu-naya Ka2, RRno. 25,3)との異名をもつこと、「方策を補助手段とする勇武」(naya-ūrjjita-parākrama)によって全世界をかちえたと称讃される(R9)ことから、ラージャスィンハが「勇武」(戦争)とは別に「方策」(政治的手腕)という平和的手段を統治の要としていたことも推測される。

戦乱がおさまることと、定法秩序が旧に復することとは密接に関連する。パッラヴァ諸王の出す銅板刻文(5世紀以来)の慣例では、当該の王に対して「カリの時代の欠陥によって力を失った定法を元に戻すべく常に用意を怠らない者」(kaliyugadoṣa-avasanna-dharmma-uddharaṇanityasannaddha Ur12-13)といった定型表現がしばしば用いられてきたが、ラージャスィンハの場合にも、「力を失った」(-avasanna-)を「除き去られた」(-apahṛta-Rē9)に入れ替えたほぼ同様の表現がみられる。定法秩序の回復は、カリの時代を統治するパッラヴァ王の果たすべき責務と考えられていた。ラージャスィンハは200以上の讃え名をもつことで知られるが、実際、そこには「定

法に従う者」(dharmma-bhāj R11)、「定法につねに従う者」(-nitya RR18)、「定法を鎧とする者」(-kavaca RR18)、「〔定法の確立者〕 マヌのおこないに倣う者」(manucarita RR23)、「定法にかなう勝利者」(dharmma-vijayin RR40)、「定法を堰とする者」(-setu RR41)、「定法にもとる行為を恐れる者」(a-dharmma-bhīru RR44) など、王の定法遵奉を指し示す例がいくつか認められる。

時代は下るが、チョーラ王朝期にでたセーッキリャール(12世紀頃)のシヴァン(シヴァ)教聖人伝『ティルットンダル・プラーナム』(「幸ある献身者たちの列伝」)所収の「カリャルシンガル聖人伝」には、ラージャスィンハに比定される(正信2010、 $\Pi$ )パッラヴァ王カリャルシンガルが登場する。以下に、その王の事績にふれた一詩節をあげる。

kāṭavar kuricilār ām kalarperuncinkanār tām āṭakamēruvillār arulināl amaril cenru kūṭalar munaikal cāya vaṭapulan kavarntu koṇṭu nāṭaraneriyil vaika nanneri valarkkum nālil 2

カーダヴァル (パッラヴァ) の長であるカリャルペルンジンガナール (カリャルシンガル) そのかたが、アーダガメールヴィッラール (シヴァン) の恵みにより、戦いにおもむいて敵の威勢が弱まるや北方の土地を奪いとり、[自] 国が定法の教えのもとにおさまるよう [その] 良き教えをはぐくんでいた [在りし] 日に―

上に「定法」と訳した、合成語 araneri の前分 ara- すなわち aram は、意味上サンスクリットの dharma に対応する。ここでは、「北方」の「敵」(チャールキヤ勢力か)の脅威を取り除き、定法秩序の確立を企図したパッラヴァ王としてラージャスィンハのことが語られていると考えられる。

以上、ラージャスィンハが定法の寿ぎを公にするにいたった背景として、 王が国家の安定と秩序の保全に意を用いていたことを示唆するとみられる諸 資料を本節で検討してきた。パナマライ祀堂刻文の成立時期については、ほ ぼ同じ時期に成立したとみられる、当該祀堂に程近い小窟内の刻文にみえる 単独詩節が、同王による神祀の創建であることを告知するカーンチーのラー ジャスィンハ神祀刻文からの転用と考えられる(正信2011、4節)ことから、 神祀刻文の成立以後、すなわち王都に壮麗なシヴァ神殿が建立されたのちの ことと推定され、それはラージャスィンハが権勢を誇った、王国の絶頂期に 相当する。刻文の最後に総括として置かれる定法の寿ぎには、この末法の世 に揺るぎなき法治王国を打ち立てたとするラージャスィンハの自負の念がこ められているとみてよいだろう。ただし、定法を対象とした異例の寿ぎ文の 成立にバラモンの関与した可能性が否定されないことについては、すでにみ た(I)とおりである。

注

1) 本稿で使用する、刻文もしくは文献のテキストとその略号は以下のとおりである。略号につづく、no. 表示以外の数字はテキスト該当箇所の識別番号を示す。 (サンスクリット刻文テキスト)

ヴィシュヌゴーパヴァルンマン(ダルンマユヴァマハーラージャ)帰属 ウルヴパッリ銅板刻文: Ur *The Indian Antiquary* 5, no. 12 (pp. 50-53), plate

パラメーシュヴァラヴァルンマン1世帰属

クーラム銅板刻文: Kū South Indian Inscriptions (SII) 1, no. 151; SII 2, plates 11-12. Epigraphia Indica (EI) 17, no. 22, plates

ラージャスィンハ帰属

レーユール銅板刻文: Rē EI 29, no. 11, plate

ダルマラージャ・ラタ岩石祀堂刻文:DhR *EI* 10, nos. 1-18, plate

(ラージャスィンハ帰属とすることについては、正信2009参照)

アティヤンタカーマ刻文群 (ラージャスィンハ帰属とすることについては、 正信2009参照)

アティラナチャンダ石窟祀堂刻文: A EI 10, no. 23-24, plate

ガネーシャ・ラタ岩石祀堂刻文: G EI 10, no. 20, plate

ダルマラージャ・マンダパ石窟祀堂刻文: Dh EI 10. no. 21. plate

ヴァーヤルール石柱刻文: V EI 18, no. 18, plate

ラージャスィンハ神祀刻文: R SII 1. no. 24

ラージャスィンハ神祀王名刻文: RR *SII* 1, nos. 25-26 (各王名の冠称 śrī- (「幸ある |) は本文で省略)

海岸神殿台石刻文: Ka EI 19. no. 18. A. plate

パナマライ祀堂刻文: P Rangacharya (1927-28), cf. Jouveau-Dubreuil (1916)

(サンスクリット文献テキスト)

ムンダカ・ウパニシャッド: MunU Limaye/Vadekar (1958)

ダンディン

アヴァンティスンダリーカター: Av Mahādeva Śāstrī (1954)

(タミル語文献テキスト)

セーッキリャール

ティルットンダル・プラーナム *Pa<u>nn</u>iru tirumu<u>r</u>ai, pāṭṭum porulum* (www.thevaaram.org), 12. 53 kalarcinka nāyanār purānam

- 2) krtā の長音節を韻律の要請によるものとみて、krta でよむ。
- 3) samud (「心地よい」) で意味はとおるが、韻律上 sa の位置には長音節が要求 される。
- 4)「をめぐむ」の意味に該当する語として -dāyī (<dāyin)、-dātā (<dātṛ) を想 定することが可能。

## 参照文献

- G. Jouveau-Dubreuil, *Pallava Antiquities*, London 1916 (New Delhi 1994), Plate I. (Google books から検索)
- V. Rangacharya, "Two inscriptions of the Pallava king Rajasimha-Narasimhavarman II", EI 19 (1927-28), no. 18, B. The Panamalai inscription, pp. 109-115.
- K. S. Mahādeva Śāstrī (ed.), *Avantisundarī*, Trivandrum 1954. (Digital Library of India から検索)
- V. P. Limaye/R. D. Vadekar (ed.), Eighteen principal Upanisads, vol. 1, Poona 1958, 5 Mundakopanisat.
- 正信公章「ダルマラージャ・ラタ岩石祀堂刻文について」『アジア学科年報』 3 (2009), pp. 1-8
- 正信公章「カリャルシンガルについて」『アジア観光学年報』11 (2010), pp. 67-74 正信公章「「ラージャスィンハ」詩節について」『アジア学科年報』5 (2011), pp. 1-11
- なお、本文中に使用した写真画像は、https://plus.google.com/photos/116994554 (Shashwath T. R. 2010/06/20 Grantha inscription) から取得した。